

採用活動における就活ハラスメント防止のための行動規範

2026 年 10 月
学校法人愛知大学

1. 基本理念

本学は、採用活動において求職者・応募者（以下「求職者等」という。）一人ひとりの人格、尊厳及び自由な意思決定を尊重し、安心して応募・面接に臨める採用環境を確保することにより、公正、誠実かつ安全な採用活動を実施します。

また、採用活動に関わる全ての教職員等は、求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントをはじめとする就活ハラスメント防止の重要性を理解し、ハラスメントが疑われる言動又は態度を行わず、これを見過ごしません。

2. 就活ハラスメントの定義

この行動規範における「就活ハラスメント」とは、採用活動、インターンシップ、教育実習、職場実習その他就職活動又は職業の選択に資する活動の過程において、求職者等が受ける不当な言動、圧力又はハラスメントであって、人格、尊厳、自由な意思決定、就職活動の機会を侵害し、又はそのおそれのある行為を指します。

主な就活ハラスメントには、求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントをはじめ、次のようなものがあります。

（1）セクシュアル・ハラスメント

- ・容姿、服装、年齢、婚姻状況等に関する不必要な質問又は発言
- ・結婚、出産予定、家族構成、性的指向等に関する不適切な質問又は発言
- ・性的な事実関係に関する質問
- ・求職者等の意に反する性的な関係の要求
- ・プライベートな関係、交際又は個人的接触の強要
- ・面接、説明会、懇親会その他採用活動の場における不適切な身体接触又は性的言動
- ・採用活動に関連して執拗に私的な食事、交際又は接触を求める行為

（2）パワー・ハラスメント

- ・威圧的又は高圧的な面接態度
- ・求職者等を見下すような言動又は人格を否定する発言
- ・採用と関係のない私的な価値観の押し付け
- ・他企業からの内定辞退の強要
- ・内定承諾の強要又は辞退撤回の強要
- ・採用選考上の優位な立場を利用した不当な圧力又は心理的負担の付与

（3）その他の不当行為

- ・採用結果を示唆して不適切な交際又は接触を求める行為
- ・SNS、電子メール、メッセージアプリその他通信手段を利用した執拗な連絡
- ・SNS 等を通じた過剰な接触又は私的関係の強要
- ・応募者の個人情報第三者へ漏えいする行為

- ・その他、求職者等の人格、尊厳又は自由な意思決定を損なう行為

3. 採用担当者・面接官の心得

本学は、求職者等の自由な意思決定を尊重し、採用活動における優越的な立場を利用して不当な働きかけを行いません。

採用担当者及び面接官は、次の事項を遵守します。

- ・求職者等の人格、尊厳及びプライバシーを尊重する。
- ・採用に関係のない質問をしない。
- ・採用に関係のない個人情報を取得しない。
- ・面接、面談その他求職者等との接触は、本学が定める場所、時間及び方法により行う。
- ・オンラインを含め、面接や説明会等は原則として複数名（2名以上）で実施し、密室状態を避ける。
- ・求職者等が安心して参加できる環境の確保に努める。
- ・求職者等に安心感を与える態度及び言葉遣いを心掛ける。
- ・面接や説明会等において、求職者等と適正な距離感を保ち、職務上の立場を利用した発言又は行為を行わない。
- ・採用活動に関する求職者等との連絡は、本学が認める連絡手段を用いて行い、私的な連絡手段の利用は行わない。
- ・採用選考に関する連絡は、原則として本学が認めた手段により行う。
- ・不適切な言動を見聞きした場合は放置せず、速やかに報告する。

4. 相談・対応

求職者等が、本学の採用活動において不快又は不安を感じた場合は、本学総務部人事課（「7. 相談窓口」参照）へ相談してください。

本学は、相談に対し次の方針で対応します。

- ・相談者及び通報者のプライバシーを厳守します。
- ・相談したこと又は事実関係の確認に協力したことを理由として、不利益な取扱いはいきません。
- ・相談者の意向に十分配慮しながら対応します。
- ・速やかに事実確認を行い、必要な対応及び再発防止措置を講じます。
- ・求職者等からの指摘や苦情は真摯に受け止め、事実確認のうえ適切に対応します。

5. 違反への対応

この行動規範に反する行為が認められた場合は、必要に応じて外部専門機関と連携しながら事実関係を調査し、本学の関係規程に基づき、指導、研修受講命令、懲戒その他必要な措置を講じます。

6. 教育・啓発

- ・採用活動に関わる教職員に対し、定期的にハラスメント防止研修を実施します。
- ・採用活動開始前には、採用に関与する者に向けて本行動規範の再確認及び周知を行います。

す。

- ・採用活動に参加する管理職、面接官及び採用担当者は、本行動規範を遵守します。
- ・本行動規範は、本学ハラスメント防止ガイドラインその他関連規程とともに教職員へ周知します。

7. 相談窓口

愛知大学総務部人事課ハラスメント担当

(電話 : 052-938-8153 / E-mail : [jinji-harassment@ml.aichi-u.ac.jp](mailto:jinja-harassment@ml.aichi-u.ac.jp))

以上